

次世代育成支援対策推進法にもとづく 一般事業主行動計画

1. 計画期間

2023年4月1日～2028年3月31日の5ヶ年計画

2. 目標と取組内容

目標1.

全従業員の所定外労働時間を年間720時間未満とする。

<主な取組内容>

- 所定外労働の削減に向けた全社的な取組みを展開
DX推進・業務プロセス改革等による業務効率化及び業務の平準化・相互支援等の施策展開により、所定外労働の低減に取り組む。
 - ・2023年4月～ 具体的な効率化施策等の全社展開。
 - ・2025年3月～ 1人当たり年間720時間未満の目標を達成する。

目標2.

社員一人当たりの有給休暇取得日数を平均20日以上とする。

<主な取組内容>

- 有給休暇取得促進のための職場環境等の整備推進
働き方改革・業務効率化及び社内機運醸成等の施策展開により、取得日数を毎年平均1日ずつアップさせるよう取り組む。
 - ・2023年4月～ 社内機運醸成等の取組み。
 - ・2028年3月～ 1人当たり平均20日以上を達成する。

目標3.

計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

〔男性社員〕 取得率50%以上を維持

〔女性社員〕 取得率を90%以上を維持

<主な取組内容>

- 育児休業を取得しやすい職場環境、企業風土の醸成
 - ・2023年4月～ 従業員への説明会開催・職場環境の整備等の実施。